

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年4月21日

京都市長 門川大作

1 競争入札に付する事項

入札参加者は、次の(1)又は(2)の工事のうち、いずれか1件を選んだうゑで入札すること。

対象となる工事

- (1) 京都市西京区役所洛西支所整備工事 ただし、省エネルギー（空調設備）改修工事

ア 工事場所

京都市西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2

イ 工事概要

- (ア) 老朽化した吸収式空調機を電気ヒートポンプ式空調機に取り替える。
(イ) 老朽化した空冷ヒートポンプ式チリングユニットをエネルギー効率の高い機器に更新する。

ウ 工期

契約の日から平成22年2月26日まで

エ 支払条件

(ア) 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内で支払うこととする。

(イ) 部分払

なし

(2) 「京都市伏見北堀公園地域体育館他2件整備工事(1)ただし、空調設備改修工事」(2件一括)

ア 工事件名

(ア) 京都市伏見北堀公園地域体育館他2件整備工事(1) ただし、空調設備改修工事

(イ) 京都市伏見北堀公園地域体育館他2件整備工事(2) ただし、空調設備改修工事

イ 工事場所

京都市伏見区深草大亀谷五郎太町23番地他

ウ 工事概要

(ア) 伏見北堀公園地域体育館

ガスエンジン式ヒートポンプパッケージエアコンの取替え

(イ) 下京青少年活動センター

電気式ヒートポンプパッケージエアコンの設置

(ウ) 南青少年活動センター

電気式ヒートポンプパッケージエアコンの設置

エ 工期

契約の日から平成21年7月31日まで

オ 支払条件

(ア) 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内で支払うこととする。

(イ) 部分払

なし

2 本件入札に関する問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（(5)にあつては，公告の日から開札の日までの間）において，現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であつて，次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) 本市内に本店を有していること。
- (2) 本市の「競争入札参加資格審査（工事）」の管工事種目に平成18年度以前から登録されていること。
- (3) 平成6年度以降に完成済みの工事で，元請として，それぞれ次の施工実績を有すること。ただし，共同企業体の構成員としての施工実績の場合は，出資率20パーセント以上で，自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置した場合に限る。

ア 1(1)については，30馬力以上の空冷ヒートポンプ式チリングユニットの新設又は全面取替え

イ 1(2)については，5馬力以上の室外機を持つ電気ヒートポンプ式エアコンの新設又は全面取替え

- (4) それぞれ次の技術者を，専任で1名以上配置し得ること。

ア 1(1)については，建設業法に基づく管工事業に係る監理技術者

イ 1(2)については，建設業法に基づく管工事業に係る主任技術者

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

- (5) 公告の日から開札の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、1(1)又は(2)の工事のうち、いずれか1件を選ぶこと。

なお、複数の入札を行った場合は、すべての案件を無効とする。

- (2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていないなければならない。

(3) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により複写承認書を入手すること。

ア 京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手する（この場合、複写承認書を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていないなければならない。）。

イ 契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手する（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）。

(4) 本件入札に参加しようとする者は、前項で入手した複写承認書を次のア又はイの設計図書等の販売業者に提示して、設計図書等を購入し、積算のうえ、(7)に記載する入札期間内に入札を行うこと。

(設計図書等の販売業者)

ア 株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下る大阪町 第3キョートビル1F（電話075-351-2992）

(ア) 1(1)の設計図書等の想定販売金額

960円（A2青写真 26枚，A4コピー 18枚）

(イ) 1(2)の設計図書等の想定販売金額

710円（A2青写真 17枚，A4コピー 20枚）

イ 株式会社吉川測器

京都市上京区東堀川通下長者町下る3丁目5-1（電話075-451-5220）

(ア) 1(1)の設計図書等の想定販売金額

1,220円（A2青写真 26枚，A4コピー 18枚）

(イ) 1(2)の設計図書等の想定販売金額

880円 (A2青写真 17枚, A4コピー 20枚)

(5) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

(6) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(7) 入札期間

平成21年5月11日(月)、12日(火)及び13日(水)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(8) 予定価格、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格

ア 1(1)の入札について、低入札価格調査制度を適用する。また、予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準価格(以下「低入札調査基準価格」という。)は次のとおりである。

(ア) 予定価格 64,690,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(イ) 低入札価格調査基準価格 54,180,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

イ 1(2)の入札について、予定価格及び最低制限価格は次のとおりである。

(ア) 予定価格 17,350,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(イ) 最低制限価格 14,200,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(9) 積算内訳書及び入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

ウ 施工実績調書（用紙交付）

3(3)の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(4)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

なお、落札した場合には、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

オ 入札金額に対応する積算内訳書

積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び氏名を記載すること（入札者が端末機利用者の場合には、併せて登録印を押印すること。）。

なお、1(2)の入札については、積算内訳書の提出は不要とする。

(10) 入札参加資格確認申請書、施工実績調書及び技術者配置予定調書の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、契約課のホームページ（ホームペー

ジのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>) 及び契約課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて入札参加資格確認申請書、施工実績調書及び技術者配置予定調書（以下「申請書等」という。）を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付は、上記期間（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(11) 積算内訳書及び入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）

又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること。

なお、添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を1つのファイルにして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、工事名及び工事場所のみを記載して、4(7)の入札期間内に、2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成21年5月14日（木）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認め

られるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。ただし、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者が、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行っているときは、当該入札者（以下「落札予定者」という。）に対して低入札価格調査制度に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わないことがある。

なお、低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」を参照すること。

(4) 低入札価格調査資料の提出

落札予定者は、落札予定者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を2の場所に提出しなければならない。

なお、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し競争入札参加停止を行う。

(5) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。

ア 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。

エ その他市長が特に入札参加資格を有することが不相当であると認めたとき。

(6) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、すべての入札者の商号（法人にあっては名称）及び入札金額等を、開札日の翌開庁日の午後1時から落札結果の公表までの間、契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

(7) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 2の問い合わせ先に同じ。
- (5) 設計図書の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(行財政局財政部契約課)